

## 信用照会端末利用特約

本特約は、加盟店による、信用照会端末の使用その他の事項について規定する。なお、本特約における用語は、別に定める場合を除いて、EPARK ペイメントサービス加盟店規約<対面取引用>に従うものとする。

### 第1条(総則)

1. 加盟店は、信用照会端末の設置、使用および取り外しに関して、本特約の定めに従うものとする。
2. 本特約と EPARK ペイメントサービス加盟店規約<対面取引用>に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとする。

### 第2条(信用照会端末の利用申込)

1. 加盟店は当社に対して、当社が定める事項を記載した、信用照会端末利用申込書（以下、「利用申込書」という）を提出することにより、信用照会端末利用の申し込み（以下、「利用申込」という）を行うものとする。
2. 当社が適格と認めた場合、当社は加盟店に対して、信用照会端末を販売する。
3. 当社は、利用申込書の記載に従って、信用照会端末を加盟店に設置する。なお、当社は設置に関する業務を第三者に委託することができるものとする。
4. 加盟店は、第1項に基づく信用照会端末利用の申し込みを取り消すことができないものとする。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではなく、この場合、当社は加盟店に対して、当社が要した実費を請求できるものとする。

### 第3条(端末導入費用等)

1. 当社は加盟店に対してあらかじめ、信用照会端末の導入および利用にあたって加盟店が負担する諸費用（以下、「端末導入費用等」という）を通知するものとし、加盟店は当該費用負担を承諾のうえ、利用申込を行うものとする。
2. 加盟店は、端末導入費用等を、当社が指定する期日および方法により支払うものとする。
3. 加盟店が端末導入費用等を支払った場合においても、信用照会端末の所有権は加盟店には移転せず、使用権を加盟店に移転させるものとする。
4. 加盟店は、本サービスを解約した又は解除された場合で、未払いの端末導入費用等があるときには、当社が指定する支払い方法により、当該未払いの端末導入費用等を一括して支払うものとする。
5. 当社は、経済情勢の変化等の理由により、端末導入費用等を変更できるものとする。
6. 加盟店が端末導入費用等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

### 第4条(信用照会端末の使用)

1. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、本特約および取扱説明書等に従って、信用照会端末を使用および保管するものとする。
2. 加盟店は、理由・名目のいかんを問わず、当社が認めた取扱店舗での信用販売目的以外で、信用照会端末を使用してはならないものとする。
3. 加盟店は、当社の許可なく、信用照会端末を第三者に使用させ、または譲渡・転貸・複製

等をしてはならないものとする。

4. 加盟店は、信用照会端末に異常または故障が発生した場合は、すみやかに当社が指定した連絡先に連絡し、当該連絡先からの指示・依頼に従うことにより、信用照会端末が常に正常に稼動する状態を保つ努力を行うものとする。
5. 加盟店は、当社が指定した以外の者に、信用照会端末の修理または改造等をさせないものとする。

#### **第5条(情報登録)**

1. 信用照会端末に登録する情報の設定、変更および抹消は、当社または当社が指定する者（以下、両者を総称して「当社等」という）が行うものとする。
2. 当社等が加盟店に対し、信用照会端末に登録する情報の設定操作（DLL 操作）を依頼した場合、加盟店は、当該端末等の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとする。
3. 当社は、一定期間以上使用が確認できない信用照会端末について、セキュリティ確保の観点から、当該端末からの信用販売受付を停止、または登録情報の抹消を行うことができるものとする。

#### **第6条(利用の停止、終了)**

1. 当社は、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに加盟店に対して、信用照会端末の返却を求めることができるものとする。
  - (1) 本特約に定める義務を怠り、または違反した場合
  - (2) 加盟店契約が理由のいかんを問わず終了した場合
  - (3) その他、当社が不相当と認めた場合
2. 当社は加盟店に対して、前項による信用照会端末の利用終了に伴う一切の損害を補償しないものとする。
3. 加盟店は、信用照会端末の利用が終了した場合、理由のいかんを問わず、直ちに自己の費用で信用照会端末を当社に返却するものとする。返却できない場合は、使用できない状態にしたうえで廃棄するものとする。なお、この場合においても、当社は加盟店に対して、受領済みの端末導入費用等を返金しないものとする。
4. 加盟店は、信用照会端末の利用終了後、信用照会端末の利用に関して当社等が開示したいかなる情報も、カード加盟店自身または第三者のために利用してはならない。

#### **第7条(権利義務の譲渡禁止)**

加盟店は、あらかじめ当社の書面による承諾がなければ、本契約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとする。

#### **第8条(損害賠償)**

加盟店は、信用照会端末の利用にあたり、故意または過失により、当社等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとする。

#### **第9条(本特約の改定)**

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法でカード加盟店に通知することにより、本特約を変更することができるものとする。この場合、カード加盟店がその通知を受けた後において信用販売を行ったときは、かかる変更につきカード加盟店の承諾があったものとみなし、以後の

取扱いなどについては、変更後の新しい特約が適用されるものとする。

以上